

令和8年2月10日

阿蘇郡高森町農業委員会議事録

阿蘇郡高森町農業委員会

阿蘇郡高森町農業委員会議事録

1、開催日時：令和8年2月10日（火）

午後2時00分から午後3時00分

2、開催場所：高森町役場 庁舎2階 第1・2委員会室

3、出席委員

1番	松岡 浩吉	2番	中川 浩志	3番	後藤 賢治
4番	冨永 安弘	5番	住吉 栄男	6番	杉田 年徳
7番		8番	津留 孝二	9番	野尻 昭生
10番	芹口 民雄	11番		12番	篠田 晶子
13番	中川 和子	14番	安藤 吉孝		

4、欠席委員 7番 瀬井 悦老

5、議事日程

第1 議事録署名委員の指名に関する件

第2 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

第3 農地法第18条の規定による小作解約について

[合意解約] 【中間管理】

第4 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地集積等促進計画（配分）について 【中間管理】

第5 農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件

第6 農地法第5条第1項の規定による許可申請に関する件

第7 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地集積等促進計画（配分）（案）の承認について

【中間管理・設定権移転】

第8 農地利用最適化推進委員の辞任申出に伴う農業委員会の同意について

6、農業委員会事務局職員

局長	芹口	孝直
係長	今村	翔太
参事	後藤	健一

事務局 皆さん、こんにちは。
定刻前ではございますが、今日出席される方はそろいました。
7番委員は急遽欠席届がでております。
それでは、令和7年度第11回の高森町農業委員会総会を開会いたします。
高森町農業委員会会議規則第6条の規定によりまして、本日、過半数の出席がっておりますので、総会の成立を御報告いたします。
それでは、ご挨拶を芹口会長、よろしく申し上げます。

会長 皆さん、こんにちは。
寒い中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。
先日、衆議院選も終わりました、自民党圧勝ということで、熊本県も1区から4区まで全て自民党ということで終わって、結果が出たようです。
今後、政権にぜひとも、この農業を守っていただきたいというか、若い後継者が安心して農業ができるような、そういった政策をどんどん進めていっていただきたいなと希望いたします。
農業を営むもの皆が、安心して農業ができるような環境づくりというか、政策をしていただくことにより、今後、農業がますます発展していけたらいいなというふうに思っております。
今日も議題は8議題ぐらいありますけれども、どうぞよろしくお願ひいたします。
では、始めたいと思います。

事務局 ご挨拶、ありがとうございました。
それでは、議事に入りたいと思います。
会議規則第4条の規定により、会長が議長となるとありますので、芹口会長に議長をお願いしたいと思ひます。

議長 はい。では、ただいまより始めたいと思ひます。

事務局 「議第41号」
高森町農業委員会会議規則第13条第2項の規定による議事録署名委員の指名に関する件。
本委員会の決定に附する。
令和8年2月10日提出、高森町農業委員会会長 芹口民雄。

議長 はい。では、議事録署名を今回は1番委員、それから2番委員に

お願いをしたいと思います。よろしく申し上げます。

事務局 では、「報告第8号」
農地法第3条の3第1項の規定による届出について。
別紙のとおり本委員会に報告する。
令和8年2月10日提出、高森町農業委員会会長 芹口民雄。

議長 はい。では、これは報告ですので、事務局からお願いいたします。

事務局 事務局から説明いたします。
4ページをお開きください。
番号1、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、相続人、被相続人、届出日、あっせん希望については下記のとおり、届出事由につきましては親から子への相続となります。
補足資料は、3ページの赤枠で囲ってある筆です。

続きまして、番号2、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、相続人、被相続人、相続人、届出日、あっせん希望については下記のとおり、届出事由につきましては親から子への相続となります。

補足資料は、4ページの赤枠で囲ってある筆です。

番号2の下の筆につきましては、面積が小さすぎるため、航空写真には記載されておりません。御了承ください。

事務局からの説明は以上です。

議長 何か御質問等はありませんか。
なければ、これは報告ですので、次にいきたいと思います。よろしいですか。

(複数委員) はい。

議長 では、「報告第9号」

事務局 農地法第18条の規定による小作解約について。【合意解約】
【中間管理】
別紙のとおり本委員会に報告する。
令和8年2月10日提出、高森町農業委員会会長 芹口民雄。

議 長 はい。これは合意解約ということですので、事務局から御説明をお願いします。

事 務 局 6 ページをお開きください。
番号1、借受人、貸出人、土地の所在地、登記地目、現況地目は下記のとおり、解約事由につきましては双方合意による解約です。
補足資料は、6 ページの赤枠の筆です。
事務局からの説明は以上です。

議 長 はい。合意解約ということですので、何か御質問・御意見等はありませんか。

(複数委員) ありません。

議 長 はい。なければ、報告ですので、次にいきたいと思います。

事 務 局 では、「報告第10号」
農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画（配分）について。【中間管理】
別紙のとおり本委員会に報告する。
令和8年2月10日提出、高森町農業委員会会長 芹口民雄。

議 長 はい。これも報告ですので、事務局から御説明をお願いいたします。

事 務 局 事務局から説明いたします。
8 ページをお開きください。
番号1から番号4までありますけれども、こちらは10年契約の5年更新の年ですので、4件とも更新の案件です。

まず、番号1です。
貸付人が農業公社を通して借受人に対し賃貸借権の設定をしており、今回更新の案件です。
土地につきましては、8 ページに記載のとおりです。
賃借料は、1筆当たりの契約ですが、それでは表記できないので、10a当たりの単価で記載しております。
補足資料は、8 ページの赤枠で囲っている筆です。

続きまして、番号2です。

貸付人が農業公社を通して借受人に対し賃貸借権の設定をし、これも更新案件です。

土地等につきましては、8ページに記載のとおりです。

また、賃借料も記載のとおりです。

補足資料は、9ページの赤枠で囲ってある筆です。

続きまして、番号3です。

貸付人が農業公社を通して借受人に対して賃貸借権の更新をする案件です。

土地等につきましては、8ページに記載のとおりです。

こちらの賃貸契約は物納です。

補足資料は、10ページの赤枠で囲ってある筆です。

続きまして、番号4です。

貸付人が農業公社を通して借受人に対し賃貸借権の設定を更新する案件です。

土地等につきましては、8ページから、筆が多いので9ページに記載のとおりです。

土地の面積、賃借料は、反当たりの単価に案分して記載しております。

補足資料は、11ページの赤枠で囲ってある筆です。

事務局からの説明は以上です。

議長 何か御質問等はありませんか。なければ、これも農用地集積推進計画ということですので、報告で終わりたいと思います。

「議第42号」

事務局 農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件。

別紙のとおり本委員会の決定に附する。

令和8年2月10日提出、高森町農業委員会会長 芹口民雄。

議長 はい。では、これは5番委員に御説明をお願いします。

なお、番号1から3の借受人は同じ方ですので、併せて御説明をお願いします。

5番委員 借受人、貸出人等の情報は左記のとおりです。

先ほども会長から説明がありましたとおり、1番、2番、3番の借受人が同一ですので、一緒に御審議をお願いしたいと思います。

なお、貸付人は記載のとおりです。

また、貸付条件は、3件とも同様です。
補足資料は、13ページから31ページです。
よろしく申し上げます。

事務局 事務局から補足いたします。
申請書及び全部事項証明書などに記載の情報から、農地法第3条の許可要件のうち、農作業常時従事要件、地域との調和要件などの要件を満たしております。
以上のことから総合的に見て、本許可申請については許可相当であると判断しております。
事務局からの補足は以上です。

議長 はい。何か御質問・御意見等がございますか。なければ、可決したいと思いますが、よろしいですか。

(複数委員) はい。

議長 はい。では、可決いたします。
では、4番、5番の担当委員は、7番委員ですが欠席なので事務局より説明申し上げます。
また、4番、5番の貸付人は同一なので、4番、5番併せて説明をお願いします。
では、事務局、お願いいたします。

事務局 7番委員の代理で、事務局から説明させていただきます。
先ほど議長がおっしゃられましたとおり、4番、5番は関連の議案ですので、一括して説明させていただきます。

農地の情報は左記のとおり、貸付対象農地は1筆でその土地に、ビニールハウスが数棟建っておりまして、そのハウスの一部をおのおの借り受けるものです。

番号4番につきましては記載の借受人が2棟借り受け、番号5は、別の借受人が3棟借りる契約です。

契約条件は、記載のとおりです。

補足資料が、32ページから37ページです。

どちらのハウスを借りられるかどうかは、補足資料の33ページと36ページに枠を記載しておりますので、時間があるときにでも御覧いただければと思います。

許可基準につきましては、申請書及び全部事項証明書などに記載の情報から、農地法第3条の許可要件のうち、農作業常時従事要件、地域との調和要件などの要件を満たしております。

以上のことから総合的に見て、本許可申請については許可相当であると判断しております。

事務局からの補足は以上です。

議長 はい。何か御質問等はありませんか。ないですか。

(複数委員) はい。

議長 はい。では、これも可決いたします。

事務局 では、「議第43号」
農地法第5条第1項の規定による許可申請に関する件。
別紙のとおり本委員会の決定に附する。
令和8年2月10日提出、高森町農業委員会会長 芹口民雄。

議長 はい。では、番号1、これは1番委員に御説明をお願いいたします。

1番委員 1番の件です。
農地の情報は記載のとおりです。
譲渡人、譲受人も記載のとおりです。
申請地は、譲受人が10年ほど前から畑として管理していたが、近年、獣害が激しく、耕作ができなくなったので、クヌギを植え山林として管理したいという理由で申請が出ております。
補足資料は、39ページから41ページです。
よろしく申し上げます。

事務局 事務局から補足いたします。
許可要件につきましては、申請書に事業計画書、位置図、見取図、配水計画図などが添付されており、その内容から一般基準について事務局は申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積妥当性、周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無について、適当または確実であると判断しております。
申請地は、農業公共投資の対象になっていない小集団の生産性の低い第2種農地であることから、立地基準についても問題ないと判断しております。

事務局からの補足は以上です。

議長 はい。何か御質問等はありませんか。
これはクヌギを植えたいということですね。
クヌギは畑、周りの農地に迷惑をかけるとか、そういうことは今のところ何もありませんか。

事務局 事業計画書に、クヌギを植える場合、農業として判断する判断基準としては、シイタケ栽培を行う場合は農業として見ますが、植林し、山林として管理する場合は転用案件として取り扱います。
今回、植え付けの際は、日照問題にならないよう、境界線より距離をあけて、植林するということでした。

議長 分かりました。
ほかに何か御質問はありませんか。
じゃあこれは山林として管理をしたいということですね。

事務局 はい、そうです。

議長 ほかに何か。

2番委員 山林の許可が通ったからといって、すぐ売ったりはしないのですか。
山林の転用許可が下りて、1年、2年後に売ったりはしないですよね。

事務局 そうです。大体クヌギの苗が1年、2年でどのくらいの大きさになるか、分からないのですが、木が抜けなくなると地目を山林に変えられないので、それまでは畑のままとなります。

事務局 今、担当が言ったように、転用しても、すぐに地目変更は、山林の場合はできません。
宅地だったら、家が建てば法務局が現地確認して宅地に地目変更することができますが、山林の場合は植林しても、引き抜いたりするようでしたら、山林として認められないことが多いので、基本的に5年後に地目変更を行うという事例が多いです。
なので、地目変更ができない場合、まだ農地の状態ですので、売ることにはできないと思います。
以上です。

議 長 この登記地目は、畑ですよ。

事務局 はい。

議 長 山林として管理はしたいけれども、現在の登記地目は畑だから、売ることにはできないということですね。

事務局 でも、もし、畑のまま売り渡すとなったら、事業計画が丸々変わるので、それは、それで別の申請という手続が必要となってきます。

議 長 ほかに御質問はございませんか。

(複数委員) ありません。

議 長 では、これを可決したいと思います、よろしいですか。

(複数委員) はい。

議 長 はい。では、可決いたします。

では、番号2。これは6番委員に御説明をお願いいたします。

6番委員 譲受人、譲渡人、土地の情報は左記のとおりです。

事業を継承し、当該地を車両待機所・転回場として整備したいということ。

以上です。

事務局 事務局から補足いたします。

補足資料は、42ページから43ページです。

許可要件につきましては、申請書に事業計画書、位置図、見取図、配水計画図などが添付されており、その内容から一般基準について、事務局は申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性、周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無について、適当または確実であると判断しています。

また、申請地は農業公共投資の対象になっていない小集団の生産性の低い第2種農地であることから、立地基準について問題ないと判断しております。

事務局からの説明は以上です。

議 長 はい。何か御意見・御質問等はありませんか。

14番委員 ここはずっと畑のままですか。

事務局 14番委員の御質問にお答えしたいと思います。
こちらは管理農地ですが、登記も現況も畑です。

議 長 地目を変えようとかいうのであれば、転用申請をしなければなら
と思えますが。

事務局 今回、事業目的が車両待機場なので、地目の変更申請でもありま
す。

2番委員 地目は何になるのですか。

事務局 恐らく雑種地じゃないかなと思います。

事務局 もしくは、事業用の土地なので、宅地の、どちらかだと思いま
す。

ただ、この車両待機場というのがどういう判断をされるのかは、
法務局の担当官において地目が登記されます。

事務局 ただ、今回、契約の中には工事は施工しないとなっておりますの
で、舗装はしないものだと、思っています。

議 長 ほかに何か御質問はありませんか。
問題なければ可決をしたいと思います。よろしいですか。

(複数委員) はい。

議 長 では、可決いたします。

事務局 では、「議第44号」
農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用
集積等促進計画（配分）（案）の承認について。【中間管理・設定権
移転】

別紙のとおり本委員会の決定に附する。

令和8年2月10日提出、高森町農業委員会会長 芹口民雄。

議長 はい。承認ということでございますので、事務局から御説明をお願いいたします。

事務局 事務局から説明いたします。
17ページをお開きください。
番号1です。こちらは先ほど合意解約で出てきた案件ですが、前の借受人が農業公社と契約を解約して、新たな借受人に対し賃貸借の設定権移転をするものです。
土地につきましては、17ページに記載のとおりです。
賃借料につきましては、1筆の単価ですが、こちらも先ほども出てきたと思うのですが、システムの表記上、案分して反当たりで単価を記載しています。
また、案分しているため、端数まで出ております。
契約期間につきましては、前借受人と契約していた残期間となります。
補足資料は、45ページの赤枠で囲ってある筆です。
事務局から説明は以上です。

議長 はい。承認ということでございますので、何か御質問等はございませんか。
前の方が、解約された後、次の方が引き受け耕作されるということです。
問題ないと思います。では、承認してもよろしいですかね。

(複数委員) はい。

議長 はい。では、承認いたします。

事務局 では、最後ですけれども、「同意第1号」ということで、事務局からお願いいたします。
農地利用最適化推進委員の辞任申出に伴う農業委員会の同意について。
別紙のとおり本委員会の同意を求める。
令和8年2月10日提出、高森町農業委員会会長 芹口民雄。

議長 はい。では、御説明を。

事務局 事務局から説明します。
19ページをお開きください。

今現在、当該地区の農地利用最適化推進委員をしていただいている方より辞任届が提出されました。

農業委員会等に関する法律第23条の規定により、農地利用最適化推進委員は正当な事由があるときは、農業委員会の同意を得て辞任することができるとなっておりますので、今回、議案として上げております。

辞任理由につきましては、令和8年4月1日より、別の役職に就任しなければならなくなり、現職との兼務が困難とのことでした。

職務の兼務については、一応、法律的な制限はないのですが、ご本人において、兼務となれば、事務に支障が生じ、負担があるということから令和8年3月31日付で農地利用最適化推進委員を辞任するという理由です。

今回、同意をいただきましたら、回覧によりおおむね30日間、農地利用最適化推進委員の公募を行い、地区の推薦、もしくは自薦にて推薦書を提出していただきます。

正式に候補者が上がってきた場合は、4月1日付で農業委員会からの委嘱となりますので、新委員の方に対し、4月の総会前ぐらいに会長から、委嘱状を交付していただくような流れです。

公募につきましては、全戸回覧ではなく、今回、該当地区のみ公募の回覧をしたいと思っております。

事務局から説明は以上です。

議長 はい。同意ということでございます。
今回、別の役職につかれ、兼務が難しいとのことですが。
どうですかね、よろしいですかね。

(複数委員) はい。

議長 はい。では、同意されましたので、よろしく願いいたします。
会議は、以上です。お疲れさまでした。